

令和2年5月14日

市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
岡山県スポーツ少年団
本部長 井上 征三
(公印省略)

「緊急事態宣言」解除後のスポーツ少年団活動について

平素から、スポーツ少年団の諸事業につきましては、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5月14日(木)、本県においては、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が解除されました。

つきましては、スポーツ少年団活動について、下記のとおり対応していただきますよう、お願いいたします。

記

対 応

- ① 小中学校の休校が解除された市町村においては、スポーツ少年団活動を再開できるものとする。
- ② スポーツ少年団活動に当たっては、各市町村の方針を踏まえるとともに、「スポーツ少年団活動をする際の注意事項」(別添資料)を遵守することとし、指導者に対し、その旨を徹底すること。

スポーツ少年団活動をする際の注意事項

スポーツ少年団活動をする際、以下の点を遵守したうえで、活動していただきますようお願いいたします。

- 1) 50人以下で実施すること。
- 2) 大声での発声・声援等、近距離での会話がなないこと。
- 3) 人と人の間隔は2メートルとること。

(コンタクトスポーツでは個人活動に限定し、対人的な活動は中止する。)

- 4) 単位団内の活動をする事。(対外試合・遠征は当面禁止)
- 5) 適切な消毒や換気等の実施をすること。

- ・手洗い、消毒の徹底
- ・共用物などの消毒の徹底
- ・風通しの悪い空間や人が密集する環境での活動は避ける。
- ・のどの痛み、発熱等の症状がある場合は活動を控える。

なお、スポーツ少年団活動の日安として、「1日2～3時間程度、1週間に2, 3回」が無理のない活動と言われております。

(「ガイドブックスポーツ少年団とは」参照)